

日本野球界のエトスの検討

— 学生野球に求められる「精神性」の歴史的変遷 —

金 崎 泰 英

Abstract

The purpose of this study is to conduct a historical investigation to clarify how an ethos in the Japanese student baseball society was established. Most of the previous research focused on the process of how the organization of Japanese student baseball has been constructed. The results from these studies may contribute to the organization of Japanese student baseball society. However, in the process of the establishment of the Japanese student baseball organization, an ethos ingrained in this society in the game of baseball, which was introduced in the 1870's and has become one of the most popular sports in Japan, has involved not only "wholesome spirituality", but also "unwholesome spirituality". After defeat in World War II, the CIE (Civil Information and Education Section), a 3rd party, considered the reform of the system as most important, in particular to prevent the recurrence of "unwholesome spirituality" in the management baseball society, and it considered reinforcing "wholesome spirituality".

The present study, therefore, argues that the ethos in student baseball society can be classified into three types of "spirituality":

- 1) enduring hard training
- 2) patriotism in connection to militarism
- 3) self-purification against the side-effects of excessive popularity in the game of baseball in Japan

キーワード……学生野球 精神性 歴史的変遷 野球統制令 野球害毒論

1. はじめに

第二次世界大戦中、国民の体位向上や兵士としての資質養成の一環としてスポーツが奨励された。しかし、1943（昭和18）年には、文部省より「戦時学徒体育訓練実施要綱」が発表される。そこでは、体育訓練の目的を「戦力増強ノ一点ニ置」くこととし、すべての学生・生徒を体育訓練に強制的に参加させ、「聖戦目的完遂ヲ目標」とした、戦場で必要とされる「強靱ナル

体力ト不撓ノ精神力」を「最大ノ限度ニ之ガ強化徹底」し、戦争に役立てることが何よりの目的とされた¹⁾。また、それ以前の1937（昭和12）年、日中戦争中において、文部省は「国民精神総動員ニ際シ体育運動ノ実施ニ関スル件」を発し、ここでは「挙国一致、堅忍持久、進取必勝、困苦欠乏ニ耐フル精神ヲ練磨スルコト」、「宮城遥拝、国旗掲揚、国歌斉唱ナドヲ励行」など、国民総動員運動と同じく挙国一致の皇国民意識を高める「精神性」が強調されている²⁾。

また当時の野球界においても、1943（昭和18）年の東京大学野球連盟の解散に際し、学徒体育振興会野球部長の神吉英三は、「学徒の体育を直接戦場に通じる第一義的なものに切り替へることが現代としては当然」との認識を示し、引き続きおこなうべく練習に関しても「真の心身錬成のため、人間を鍛えるため」と述べている³⁾。

しかしながら、第二次世界大戦での敗戦をきっかけとして、戦時体制下の体育・スポーツ政策が根本的に見直される。終戦直後の1945（昭和20）年9月には、文部省より「新日本建設ノ教育方針」が示され、「…戦時的教育訓練ヲ一掃シテ平常ノ教科教授ニ復帰スルト共ニ学校ニ於ケル軍事教育ハ之ヲ全廃シ…」とし、戦時中での教育方針からの転換を目指すこととなる⁴⁾。

このように、スポーツは、単に国民の心身を強固なものに鍛錬することに止まらず、皇国民意識を高めるという「精神性」を向上させるものとして「戦争」に利用されたが、戦後においては、「戦争」や「軍国主義」から切り離し、新たな「民主主義的」スポーツ政策に方向転換したことは、当然の流れであるといえよう。

ここで、スポーツにまつわる「精神性」が、そのまま「戦争」「軍国主義」という意味のみを内包するのだとすれば、戦後新たに制定された日本国憲法第9条で明確に戦争放棄をうたう現代の国家においては、「精神性」は破棄されるべきものだと考えられる。しかし、戦後制定され、幾多の改正を重ねてきた日本学生野球憲章は、「軍国主義」的な国への忠誠や「軍事教練」的な軍人教育目的の心身鍛錬は棄て去られているにもかかわらず、現在に至ってなお、質や方向性を変えて「精神主義」的側面を受け継いでいると思われる⁵⁾。また、1998年に朝日新聞社がおこなった調査においても、高校野球を通じて身につけてほしいことの上位に「精神力」があげられ、制度そのものに加え、世論においても野球における「精神性」を肯定する意見が根強い⁶⁾。このように、野球における「精神性」の示す内容においては、直接的に「戦争」や「軍国主義」へと結びつく内容以外にも、現代においてもなお、プレイヤーに獲得が期待される概念が含まれている可能性が示唆される。

そこで本稿では、野球発展の歴史的経緯をたどりながら、各時代における野球の指導で求められた「精神性」が具体的な現象とどのように結び付いているかを示しながらその内容を分類し、野球の「精神性」はどのような事柄を内包しているかを検討する。

2. 野球黎明期

日本における野球は、1870年代初頭の明治5年頃、文明開化の推進に協力しようと海外から日本の学校に渡ってきた外国人教師たちにより、学校の課外活動として始められたとされている⁷⁾。江戸幕府が倒れ、明治時代を迎えた当時の教育において重要視されたのは、文明開化に寄与する人材の育成である。そこで示される「文明化された人材」とは、新しい知識を豊かに携える人間であり、そこに体力に恵まれた健康人という認識は乏しかった⁸⁾。それに比べ、外国人教師たちは、学生に課す教育課程の知育と体育とのバランスがとれていないと感じていたようで、知識偏重の教育の実状を危惧した⁹⁾。そこで学生の体力向上を目的として、授業の合間などを利用し、学生たちに運動をおこなわせるようになる。そのような活動の中で、教師の打ったノックの打球を学生が追いかけるボール遊びが行われるようになり、これが日本における野球の始まりだとされている¹⁰⁾。

その後、海外の留学先で野球を経験した学生などが帰国し、野球が本格的な競技として実施される背景が整っていく。特に1876(明治9)年、アメリカより鉄道車両の製造技術を学んで帰国した平岡瀨(ひろし)は、グラブやボール、バットなどの本場の野球道具と共に、チームのメンバー構成やダイヤモンドの広さなどの具体的なルールも持ち帰り、1878(明治11)年、日本で最初の野球チーム、「新橋アスレチック倶楽部」を発足させた¹¹⁾。

当時すでに野球に触れていた学生は存在していたが、あくまで自分たちが独自に作った遊び方を行っていたにすぎなかった。しかし平岡のように本場の野球に触れた日本人が現れたことで、学生たちは平岡のもとで本格的な競技方法やルールの教えを受けるようになる。そして東京を中心に、ヘラクレス倶楽部、溜池倶楽部、東京倶楽部、赤坂倶楽部、小石川倶楽部、高輪倶楽部などの社会人・学生混合の倶楽部チームや¹²⁾、学校の公認や経済的援助がない形ではあったが、東京大学・東京大学予備門、駒場農学校、工部大学、慶応義塾、明治学院などの高等教育機関においてもチームが誕生した¹³⁾。

3. 一高野球と精神性

1877(明治10)年、日本初の官立大学として、(旧)東京大学が設立された。それにあわせ、大学での専門的な教育を受ける前の準備機関として東京大学予備門が設立される¹⁴⁾。その後、1886(明治19)年に中学校令が発令され、東京大学予備門は高等中学校の位置づけとなり、名称が第一高等中学校に¹⁵⁾、さらに1894(明治27)年には第一高等学校に改称される¹⁶⁾。設立当初の1886(明治19)年における、一高を含めた全国の高等学校の生徒数はわずか1,500人程度、これは当時の該当年齢人口のわずか0.4%に止まる¹⁷⁾。国民全体からみればごく少数でしかない学生の中で、特に第一高等学校は、卒業生の多くが東京大学へ進学する最難関校であるが¹⁸⁾、

このトップエリート集団が結成した野球部が、当時の学生野球の中心的な役割を担うことになる。

1890（明治23）年3月、一高に寄宿舎が完成する。当時の教頭でもある、木下廣次は、世間からの悪風を遮断し、学生の蛮風を抑え、道徳心を養生させることを目的に、学生の「自治」によってこれを運営することを宣言し¹⁹⁾、なかでも徳育の強化に力を注いだ²⁰⁾。こうした将来の国家を担うトップエリートに対して道徳教育を強化するという環境に加え、寄宿生活は独自の校風を醸成する孵卵器となり、加えてチームスポーツである野球競技をエリート教育の一つとして取り入れたことが、学生たちの心身に対して独特の「精神性」を形成することに繋がっていったことは想像に難くない。

そうした状況下の1890（明治23）年、一高野球部の歴史を動かすインブリー事件が起こる。当日は一高対明治学院の試合が一高校庭で行われていた。そこへ、明治学院のアメリカ人教師インブリーが観戦に訪れたのだが、彼は正門からではなく、垣根を乗り越えてグラウンドに侵入した。このことが一高学生の怒りを買い、一高生がインブリーを負傷させてしまう²¹⁾。インブリーの行動が一高への侮辱行為と看做されたことに加え、その時丁度、一高が負けていたことも影響したとの指摘もある²²⁾。試合は中止となったが、この出来事は、単に学生の暴行事件による中止に止まらず、国際問題にまで発展しかねない深刻な状況となる²³⁾。

結局、インブリーの紳士的な対応と一高木下校長の的確な対応による双方の努力により、事件は和解をみる。ここで和解にこぎつけられたのは、この当時の日本国民は、日米間の不平等条約に対して不満を持っていたが、そのことをインブリー自身がよく理解しており、その故に紳士的に対応したことが功を奏したのだのだという指摘もある²⁴⁾。ここで重要なのは、この事件が起こる以前の明治10年代から20年代初頭における一高の野球部の風潮は、試合の勝敗についてはさほど重要視せず、友人との親睦を深めるレクリエーションとしての側面が強かったとされていることである²⁵⁾。

ところが、この事件を機に、明治学院への「復讐」を目的として猛練習に励むことと、厳しい練習にも耐えることが強く結び付いて、一高野球部の「精神性」の基礎を形成することになる²⁶⁾。そののち一高は、明治学院との再戦に勝利するばかりか、その後の対外試合において勝率8割以上という圧倒的強さを身につけ、日本野球界の中心的な地位を築き上げている²⁷⁾。

一高野球部の覇権は、この明治学院との再戦を勝利した年から数え、その後早稲田、慶応に連敗するまで、約15年間にわたる快挙として語り継がれることになる²⁸⁾。そしてこの間、一高野球部の重要な役割を担った人物の一人が中馬庚である。中馬は、第一高等中学校時代に選手を務め、卒業後は一高で野球を指導した。また、「一高ベースボール会」部史『一高野球部史』を作成し、その際に初めてベースボールに「野球」を訳語として充てた人物であるとされている²⁹⁾。なお訳語があてられる以前における野球は、例えば1885（明治18）年に出された『西洋戸外遊戯法』（下村泰大編）には、「打球おにごっこ」として紹介され、また他にも「弄球」「底

球」など呼称が存在したが、どれも定着するには至っていなかった³⁰⁾。

その中馬は、「我校ノ未ターツ橋ニ在ルヤ寄宿生ハ初メハ最高級生ヲ限り廿一年ニハ新入生ノミヲ限レルヲ以テ各級協同ノ風ヲ生セサリシカ是ニ至テ新舊混淆ノ入寮ヲ許セシヨリ学級外ニ全校ヲ貫ケル寄宿ナル一階級ヲ生シ寄宿ノ気風ハ全校ヲ動カシ爰ニ甫メテ校風發生ノ萌芽成セリ³¹⁾」と、一高の校風が作られた過程において、学寮での生活がすくなくならず影響していることを記している。また佐山は、一高の寮での生活を「籠城」と表現したうえで、そこでの一高野球部の「籠城野球」が、一高における「精神性」の独自性の育成に大きく寄与したことを述べている³²⁾。

一高野球部における「精神性」の根底には、これからの日本を担う人材であるトップエリートとしての誇りに加え、特に国際試合などにおいては、単なる個人や学校という枠を超え、国家を代表するというプライドがあり、それを堅持したうえで野球に臨んでいた³³⁾。1896(明治29)年に行われた国内初となる国際試合において、一高が29対4という大差で勝利した際には、全国から祝電が届けられ、そこでは単なる一高の勝利としてではなく、「邦人としての勝利」という扱いを受けている³⁴⁾。そしてその際、前出木下も野球部に対し、勝利を祝福する言葉に続けて、「臨戦尚不失禮勝而不慢敗而不挫は日本武士道の本意にして第一高等学校の夙に特色とする處なることを³⁵⁾」として、「勝って奢らず、負けて挫けず」という、名誉を重んじる言葉をおくっている。このことは、エリート集団の第一高等学校と寄宿舎生活という環境に野球競技が重なり合ったことが、目的のために心身を鍛え、目的完遂までは決してくじけず、努力すること、そして国民の代表としてのエリート意識とも結びついて独特の「精神性」を作り出したことを示唆するものである。

4. 野球害毒論と精神性

全国に中学校が増設され、中学生や中学校の卒業生が増加する一方で、高等学校の増設は制限され³⁶⁾、最難関とされる一高への進学は年々困難さを増し、それに伴い、入学後の学生も次第に学力重視に傾いて、1904(明治37)年に、早稲田大学、慶応義塾に敗れることで一高野球部の覇権は終焉をむかえることとなる³⁷⁾。

その前年にあたる1903(明治36)年、はじめて早稲田大学と慶応義塾の対校戦が行われた³⁸⁾。以降、この対抗戦は早慶戦として名をとどろかせ、野球熱を全国的に高めていく要因の一つとなる³⁹⁾。しかしながら、野球熱の高まりは、その後次第に対校競技をめぐる応援の過熱化、選手の学業や健康問題、行き過ぎた選手勧誘、競技日程、入場料徴収問題、学校宣伝と選手のマネキン化問題などの弊害を表面化させていく⁴⁰⁾。

このように野球に対する社会の態度が変化していることに対し、1911（明治44）年、東京朝日新聞が、8月29日～9月19日（計22回）にわたり、時の識者たちに「野球と其害毒」（通称「野球害毒論」）について語らせた記事を掲載した。

その先頭をきったのは、新渡戸稲造（第一高等学校校長）であった。新渡戸は、「野球は賤技なり」「日本選手は運動の作法に暗し」「本場の米国すでに弊害を嘆す」「父兄の野球を厭へる実例」などを示しつつ、「…野球という遊戯は、悪くいえば、『巾着切りの遊戯』。相手をつねにペテンに掛けよう、計略に陥れよう、塁を盗もうなどと、目を四方八方に配り神経を鋭くしてやる遊びである。ゆえに米人には適するが、英人やドイツ人には決して出来ない。…」と述べている⁴¹⁾。その後も、乃木希典（学習院院長／陸軍大将）、各地の中学の校長、東大整形外科医局長、文部省普通学務局長などがそれに続き、持論を展開した⁴²⁾。

一方で、これらの「野球害毒論」に対抗し、早稲田大学学長高田早苗、慶應義塾塾長鎌田栄吉、東京高師校長嘉納治五郎などが、読売新聞にて17回にわたり「野球擁護論」を展開し、その一方で押川春浪、安部磯雄、河野安通志、三宅雪嶺らは、「野球問題大演説会」を開催し、同じく野球を擁護する運動を行った⁴³⁾。これを機に、野球擁護論を支持する人々が主催する野球大会が各地で開催されるようになった。そしてこれらは「野球害毒論」に対抗して行われたものであり、「害毒」に冒されていないことを証明し、野球の有益さを示す必要もあることから、必然的にフェアなプレイが要求されることとなり、野球擁護論者の「精神性」は、その後におけるその他の大会にも少なからぬ影響を与えることとなった⁴⁴⁾。

野球擁護を唱えた人々、例えば河野は、野球は「共同一致犠牲等の精神」や「機敏及果斷」「服従」なども養えるとしている⁴⁵⁾。また安部は、野球を行う究極の目的は勝利ではなく、その過程にある人格統治におき、あわせて、スポーツマンシップを武士道精神として解釈するなどの「精神性」について述べている⁴⁶⁾。ただ、有山は、「野球害毒論争」について、「表面上の言葉のやりとりは激しいが、まったく異なる野球観が対立した論争ではなく、両者とも同じ『武士道の野球観』を共有し、そこから見た現状の評価をめぐって起きた論争であった⁴⁷⁾」として、「野球害毒」を唱えた人々が、擁護論者たちの「精神性」を否定しているわけではなく、同じ「武士道の野球観」に則った上での見解の違いであると述べている。

5. 野球熱の高まりと精神性

一高野球部から早慶に覇権が移った後、一高の「精神性」を引き継いだ人物の一人が、早稲田大学の飛田穂洲である。飛田は在学中に選手として活躍し、その後、早稲田大学初代監督に就任した人物でもあり、著書『球道半世紀』において、一高野球部の作り上げた「精神性」を、以下のように高く評価している。

「(一高の) 彼等は試合に強かったばかりでなく、日本の野球を精神的に誘導した。彼等の野球は、実に単なる球遊びから脱皮させて、これを心に生かした野球であった。これが日本の野球にどんなに貢献したかは今更云ふ迄もない。一高の野球は全く精神を基調としたものであり、心の洗練を主にして行はれた野球であった。枝の末葉を学ぶ前に気組を注入した。試合に勝つ前に道義を教へた。先づ人を造ることに専念し、業の軽跳を警めた…」⁴⁸⁾。

なお、飛田が早稲田大学監督を務めたのは、1919(大正8)年から1925(大正14)年である。それ以降、昭和初期からの国内における野球事情として、球場の拡張整備⁴⁹⁾や、新聞などによる報道の増加⁵⁰⁾により、自らは直接プレイせずに「みる」条件が整えられていくのと並行して、特に軟式野球が急速に普及し、人々が自らも「プレイする」状況も定着しつつあった⁵¹⁾。しかしながら、こうしてプレイする環境が整備されるに従い、小学生から大学生までに至る全国的な野球熱の高まりが続く一方で、その人気に乗じて軟式ボール普及を目指すゴム会社や、新聞社などの営利企業が学生野球の大会を主催するなど、次第に商業的な色合いが強まりはじめる。

商業主義は次第に過熱化し、大会に使用するボールやバットなどの野球道具の指定、出場チームに対する交通費や宿泊費などの名目で多額の現金の授受なども行われるようになり⁵²⁾、こうした金銭の絡む問題は、学校側主導の運営においても見られるようになる。1929(昭和4)年当時、野球以外の競技団体が加盟していた大日本体育協会の年間予算はおよそ1万5千円であったが、東京六大学野球の年間入場収入は約40万円と、25倍以上の莫大なものであった⁵³⁾。そして、こうした収入の増大を背景に、1932(昭和7)年には、東京六大学野球連盟の理事長と会計幹事の責任者2名が、連盟収入から1万数千円という多額の金銭を借用していたことが世に明らかとなり、その不透明な金の使い方を認め辞任するという事態が起きている⁵⁴⁾。

なお、これら1930年頃の日本国内を取り巻く社会情勢は、1923(大正12)年に関東大震災が起こり、1927(昭和2)年に発生した昭和金融恐慌などにより弱体化していた国内経済に対し追い打ちをかけるように、世界恐慌の影響による昭和恐慌が襲った頃である。その後も、特に東北地方においては、冷害や1933(昭和8)年の昭和三陸地震などにより農村は疲弊するなか、欠食児童や娘の身売りなどの社会問題も顕在化し⁵⁵⁾、国家としての経済状況のみならず、国民は困窮を極めていた頃でもあった。

また、明治から大正期にかけて、日本国内における中・高等教育の受け皿は随時拡充されてきたものの、昭和初期の中学進学率は、同年齢人口の20%程度、また大学生にいたっては、その在学者数が該当年齢人口あたりわずか3%であった⁵⁶⁾。このように、大学への進学を果たしたいわば一握りの学歴エリートに対する社会評価として、「学業」が優れていることは疑いないとはいえ、野球部員に対し、入試、学費、追試、授業などに関してのみならず、卒業後の就職まで優遇が存在した。当時、大学を卒業しても、厳しい雇用情勢にあり、『大学は出たけれど』の映画が話題になるほどであるなか⁵⁷⁾、選手が様々な点で優遇されたことは、野球熱を支える

人々がいる一方で、野球に対して厳しい意見を呈する人々も確実に生んでいった。

しかしながら、このような厳しい社会情勢にもかかわらず、野球に対する需要が高まった背景として、大正期の急速な都市化と、中学校、大学を卒業した人々による新中間層の形成が少なからず影響している。彼らは、スポーツを娯楽として楽しめる素養だけでなく、それを可能とする所得も持ち合わせており、このような新中間層を生み出した経済的背景が、野球の莫大な収入を支えたとの指摘もある⁵⁸⁾。このような大衆主導により野球界が発展する過程において、上記のような「弊害」が表面化していったにもかかわらず、それらを監視する明確なルールや、それを指摘する統一の機関が存在しなかったことが、当時の学生野球の不健全な点を助長させた原因の一つとも考えられた⁵⁹⁾。このような事態を重く見た前出の飛田は、新聞や雑誌においてたびたび学生野球の浄化を訴えた⁶⁰⁾。その根本には、野球が正しい「精神性」とともにあることが必要である、という飛田の信念と飛田自身の野球への思い入れが示されている。

6. 野球統制令と精神性

学生野球による弊害が社会問題化してきたことから、文部省主導で発足した体育運動審議会が、学生野球における社会的ルールの作成に動き出す。その結果、後に統制団体が設置されるまで、という条件で文部省が直接学生野球を統制することとなり、1932（昭和7）年3月28日、訓令四号「野球ノ統制並施行ニ関スル件」が発令され、4月1日に施行された。これは通称「野球統制令」と呼ばれ、小学校から大学・専門学校に至るまでの学生野球を、それぞれの段階に応じた内容で管理・統制を行うものである。なお、ここでの対象は、総ての野球ではなく、あくまで学生野球であり、「教育ノ本義ニ則リテ運動競技ノ精神ヲ發揮セシムル」とあるように、教育の範疇での運動競技であることを示している。また、訓令の前文中に「凡ソ学生野球ノ要ハ教育ノ本義ニ則リテ運動競技ノ精華ヲ發揮セシムルニ在リ即チ之ヲ行フ者常ニ克ク学生ノ本分を體シ云々……」と記されているように、学生野球に係る以上、スポーツマンとして完全であるばかりでなく、学生としての行動においても完全であることが要求されることを示した他、学業に関する件、職業野球との関わり方、入場料の使途、褒章の件などに関する規定を定めている⁶¹⁾。

この統制令の施行背景について山川は、「…殊に、近来、動ともすれば野球に関しての種々の忌はしい弊害に就て、屢々世上に兎角の非難を聞くやうであります。勿論、中には流言蜚語に類するものも少しはありますが、又、中には否定し難い弊害の事実も相當實存致して居るのであります。…」、「…野球界の實情は何となく日々に切迫して来るやうに感ぜられます。所謂、弊害は益々頻繁に喧傳される。世上の無責任な批評のみならば何等意とすべきではありませんが、我々の方で調査致しました結果によりまして、もはや看過することの許されない程度の事實さへ現はれて来て居るのであります。私共は少なからず焦慮致しました。…」⁶²⁾とあるよ

うに、学生野球における弊害の存在を認め、またそれらを取り巻く状況は切迫しており、早急な対応が必要だ、としている。

施行からわずか1か月後の5月、早稲田大学が突然、東京六大学野球連盟からの脱退を発表する。その際、早稲田大学は、「近時野球の一般的発達に伴い、ややもすれば弊害を生じ、現在の連盟組織を以てしては到底これを矯正し得ないと考うるが故に、わが早稲田大学野球部は、ここに三十年来の伝統的精神に生き、今日のスポーツ浄化を期せんがために断然意を決し、ここに六大学野球連盟の加盟を脱し、今日われ等は本来の目的たる学生スポーツの精神を以て心身の練磨体育の健全なる発達を期せんと欲するもる（ママ）である。…」とする声明文を発表している⁶³。

野球統制令の施行に至り、これまで野球界を自らの手で支えてきたと自負する人々の中には、文部省の手に管轄がわたったことに反発をみせるものもあったが⁶⁴、このことについて飛田は、『中央公論』に「学生野球の危機」を発表し、野球人気に伴って表面化してきた数々の弊害に対して、野球部や学生野球関係者たちに自浄能力がなかったことを事実として認めている⁶⁵。またその一方で、これらの弊害について、本来は文部省の介入ではなく、学生野球による自主的な弊害の浄化に努めること、そしてそういった弊害の諸因に対しては、正しい姿勢で臨むべく強い「精神性」が重要であることを訴えている⁶⁶。

7. 戦争と精神性

日中戦争が長期化の様相を呈してきた頃、日本国内の教育現場でも戦争への対応が強化された。それに伴い、スポーツ界も戦時色が深まり、スポーツの実践について、大きな二つの方針が示された。一つは、一部の学生や選手だけではなく、国民全体の体位・体力の向上を目的とした国民体育の推進であり、もう一つは、質実剛健、堅忍持久などに則った、挙国一致の皇国民意識の向上である⁶⁷。日中戦争以前から、剣道や柔道などの武道が「日本精神」を体現するものとして振興されるようになってきたことに加え⁶⁸、皇国民意識の強調による「日本精神による日本的な体育」の推進する社会情勢は、西洋生まれの野球にとって強い逆風となった⁶⁹。

1937（昭和12）年12月、「国民精神総動員ニ際シ体育運動ノ実施ニ関スル件」が文部省より出された際には、体育運動を奨励することが示され、そのなかで「挙国一致、堅忍持久、進取必勝、困苦欠乏ニ耐フル精神ヲ練磨スルコト」こそ、体育運動の持つべき「精神性」であることを示すととともに、「宮城遥拝、国旗掲揚、国歌斉唱等ヲ励行」することが求められた⁷⁰。これ以降、「教育ノ全般ニ亘リテ皇国ノ道ヲ修練セシメ国体ニ対スル信念ヲ深メ至誠尽忠ノ精神ニ徹セシムベシ」「学行ヲ一体トシテ心身ヲ修練セシメ皇国民タルノ徳操識見ヲ陶冶シ創造活用ノ能ヲ養ヒ堅忍不撓ノ体力気力ヲ錬磨スベシ」[中学校規程／1943（昭和18）年3月]⁷¹、「学徒ハ尽忠以テ国運ヲ双肩ニ担ヒ戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身シ平素鍛錬セル教育ノ成果ヲ遺憾ナク

發揮スルト共ニ智能ノ鍊磨ニカムルヲ以テ本分トスベシ」〔戦時教育令／1945（昭和20）年5月〕など、戦時色の強い規則、政令等が次々と学校教育に入り込むことになる⁷²⁾。

また文部省は、教化を目的として強制的に学生・生徒にスポーツや教練・体錬を実施させるため、1943（昭和18）年「戦時学徒体育訓練実施要綱」を発し、「学校における正課としての体育訓練」「戦技訓練・基礎訓練・特技訓練などを対象とする課外としての体育訓練」「報国団としての体育訓練」などの強化を図ることにより、「精神訓練・体力訓練・科学訓練の一体化」を目指した⁷³⁾。あわせて「其ノ目標モ最モ明確ニ戦力増強ノ一点ニ置キ、之ニ向ヒテ最モ適切有効ナル実施方策ヲ講ズル」こと、そして体力向上の目的が、戦力増強であることを明示するほか、課外体育における方針も示された⁷⁴⁾。これにより野球が「戦時体育」から外され、それをうけ、東京六大学も、「体育振興課長ヨリ東京大学野球連盟理事長ニ手交セル覚書」により、「戦時学徒体育訓練実施要綱ニ基キ、リーグ戦形式ニ依ル試合ハ爾今之ヲ取止メルコト」となり、リーグ戦の開催中止の指示を受けた⁷⁵⁾。これについて、学振野球部委員長の神吉英三は、「旺盛果敢なる善闘精神」、「全軍一致団結の精神的な訓練」、「犠牲的精神の顕現」などが野球にはあるとした一方で、「学徒の体育を直接戦場に通じる第一義的なものに切り替へることが現代としては当然」とし、さらに明治時代には試合やリーグ戦などがなくとも、「真の心身錬成のため、人間を鍛えるため」に野球の練習をしていたのだからリーグ戦の消滅は「学生の野球が滅びたことを意味するものではない」との主張をしている⁷⁶⁾。また、連盟の存続に関しては、直接的な解散命令は受けてはいないものの、「善処」してほしいとの文部省側の意思表示に、連盟側は解散を決めた⁷⁷⁾。

こうした戦争に際する一連の状況のなか、飛田は、日中戦争以降、スポーツの意義として「精神の鍛練」をあげ、野球の場合、「魂の洗練」を唯一の目的とし、「練習に試合に難業苦行が積まれる」もので、「苦痛の壺の中に投げられているようなもの」として、「死の練習」を行うことにより「武士道的野球」を体得することができる⁷⁸⁾、また「野球部愛」「母校愛」が「国家愛」に繋がり、それらが「団体精神」「犠牲的精神」育成へと進むことで、このような「精神性」がいかにか戦争に役に立つかを強調している⁷⁹⁾。ただ飛田は、軍へ志願しようとしている選手に対し、「軍隊とは、いま君が思っているほど純粋できれいなところではない」⁸⁰⁾と忠告し、また出征をむかえた選手に、「死ぬばかりが国の為ではない、生きて帰ってくるんだよ」⁸¹⁾など話したとされ、決して「戦争」を完全に肯定していたわけではない。

あわせて、1936（昭和11）年、職業野球リーグが開始された際において、飛田は商業化した野球を批判する一方、学生野球が「武士道」に基づく「精神の野球」である必要性を説いた⁸²⁾。

なお、飛田は戦後、「いま頃武士道々々々と大きな声を出すと異端者の扱ひをうけるに違ひないが、早合点は無用、私の云ふ武士道は軍国主義者が乱用したメッキ武士道とは大に相違した人間道を指すものであつて、これは地球上に呼吸している人間のすべてに通用する道徳的観念と心得て貰ひたい⁸³⁾」と、武士道がそのまま戦争推進に繋がる暴力的なものではなく、人間道

を指すものであるとする、独自の武士道論を述べている。

8. 戦後 GHQ 政策と精神性

1945（昭和20）年8月15日の敗戦をきっかけに、戦時体制下にあった体育・スポーツ政策は、根本的に見直されていく。ポツダム宣言受諾から1か月後の9月15日に出された「新日本建設ノ教育方針」における「教育ノ体勢」には、「決戦教育ノ体勢タル学徒隊ノ組織ヲ廢シ戰時的教育訓練ヲ一掃シテ平常ノ教科教授ニ復歸スルト共ニ学校ニ於ケル軍事教育ハ之ヲ全廢シ尙戦争ニ直結シタル学科研究所等モ平和的ナモノニ改変シツツアル」と、戦争と教育の分離を目指すことが示された。またスポーツについては、「…明朗潤達ナル精神ヲ涵養スル為メ大イニ運動競技ヲ奨励シ純正ナススポーツノ復活ニ努メ之カ学徒ノ日常生活化ヲ図リ以テ公明正大ノ風尚ヲ作興シ…」と、奨励することが記されている⁸⁴⁾。

この方針が出された翌10月、連合国軍最高司令部指令として、「日本教育制度ニ対スル管理政策」が日本帝国政府ニ対スル覚書として出され、「軍国主義的及ビ極端ナル国家主義的イデオロギーノ普及ヲ禁止スルコト、軍事教育ノ学科及ビ教練ハ凡テ廢止スルコト」として、先の文部省の方針と同じく、戦争と教育の分離を実施する方針が明確化された⁸⁵⁾。さらに翌11月、「終戦ニ伴ウ体錬科教授要項（目）取扱ニ関スル件」においては、武道（柔道・剣道・薙刀）の授業における中止、画一的な指導のもとに行う徒手体操の中止、スポーツを教材とした授業を行うことなど、方針の内容が具体的に示され⁸⁶⁾、続いて12月に出された「学校体錬科関係事項ノ処理徹底ニ関スル件」に関しては、それまでの流れを踏まえつつ、武道に関しては、課外活動を含めた教育現場全般にまで範囲を広げ排除する方針が示された⁸⁷⁾。

このような状況下、1946（昭和21）年1月20日、CIE（Civil Information and Education Section / GHQ 民間情報教育局）の体育担当官として、J・W・ノーヴィル少佐が着任する。ノーヴィルは、3月に後の占領期当時における文部省とCIEの体育・スポーツ政策の基本的指針となる「日本の体育」をまとめ、戦後の文部省による体育・スポーツ関連政策を評価する一方で、武道や戦時色の強い訓練を廃止する方針とともに、学生野球に関しては、規則の改定や入場料問題への対応、そして大学のリーグ再建復活を奨励すると同時に、文部省との関係見直しの必要性を示した⁸⁸⁾。

CIEは、戦争終了後のGHQによる占領政策、つまり、日本軍国主義の解体や民主化と歩調を合わせるように、スポーツにおける統制・管理・運営する組織を民間のものとするスポーツの民主化を目指した⁸⁹⁾。その中で、学生野球界でかつて表面化した各種弊害について、これらが制度的な要因が引き起こしたと判断し、まずは、教育の一環として捉えたうえで、制度を改善することにより、抑制や緩和を図った⁹⁰⁾。これは、飛田らが野球の浄化に関し、個々の「精神性」を重視したこととは異なったアプローチと考えられる⁹¹⁾。

ここで、CIE が戦争に直結すると判断する「精神性」が、飛田らの示す「精神性」と同じ意味であったかどうかは疑問が残る。例えば CIE は、武道が中央集権的、軍事主義的傾向を持つものとして、上記のように、正課としてだけではなく、課外活動としても禁止した。かつて武道は、剣道や柔道などが「日本精神」を体現するものとして、軍事訓練の好材料として振興された経緯を有するが⁹²⁾、一方で、武道に内在する「精神性」は、単に好戦的なものではなく、「武士道の『武』という字は、戈（ほこ）を止めるという構成から分かるように、戦わずして平和を維持する道のことである。戦うための武術の道というより、武士階級が守るべき倫理道徳の静誠意面が強調されているところに特色がある」⁹³⁾とするなどの、「非好戦的」な「精神性」を重要視するものである。しかし、こうした武道の特性を CIE がどれほど理解していたかは甚だ疑問である。

9. 学生野球憲章と精神性

1945（昭和 20）年 11 月 6 日、飛田は朝日新聞の「声」に、「日本野球道の再建」と題した文章を投稿した。戦前、野球統制令が制定されるにいたった経緯について、「嘗ての野球全盛時代、学生野球の本質から離脱して邪道を踏んだ選手の中には当然指弾されてしかるべき筋合いのものがあつた。それがやがて野球弾圧の一因をなしたものともいへるかも知れないのであるから、再出発に当つては一層この点に留意して健全無比の野球を組み立てゝいかねばならぬであらう。野球経世の大理想を実現せんために—⁹⁴⁾」と述べ、「野球弾圧」の要因が学生野球側にもあり、それゆえ学生野球における弊害は糾弾されて当然であり、その在り方については慎重に熟慮する必要性を示した。このことが一つの契機となり、野球統制令が、学生野球の弊害を防止する役割を担っていた一方で、学生野球界からは強い反発があつたことも加わって、1946（昭和 21）年、文部省の柴沼直体育局長は、関係学校当局が教育的責任を持ち、それによって健全な施行が保障されることを条件に、廃止の方針を示した⁹⁵⁾。

このようにして実現した野球統制令廃止の方針に伴い、学生野球を指導・統制する機関の設立に向かうなか、同年 8 月、日本で最初の全国的な学生野球組織、「学生野球指導委員会」が誕生する。そこで示された「学生野球指導委員会結成の趣旨書」には、学生野球が「教育の本義に則り学生スポーツの精神を発揮するもの」であり、「職業化乃至興行化は断乎としてこれを排撃」するとし、昭和 7 年の野球統制令については、「吾々は深く自粛反省」すること、そして今後のスポーツの民主化については「自由と自墮落とを穿き違へて、選手を心身錬磨の精進生活から解放すること」でもなければ、「野球無軌道時代を現出すること」でも決してないとしている。そして「学生野球の再出発に当って、真の民主主義理念に立脚し、明朗真摯なる学生スポーツの精神に則り、学生野球の適正健全なる発達を期する」と示されている⁹⁶⁾。

なお、「学生野球指導委員会」は、「学生野球協会」設立までの暫定的な組織であったことから、本格的な協会設立に関しては、1946（昭和21）年12月21日、「学生野球指導委員会」の組織解消を決定すると同時に、「日本学生野球協会」の設立を宣言し、あわせてルールでもある「学生野球基準要綱」を成立させたことから、翌1947（昭和22）年5月21日、文部省は訓令第六号を発して野球統制令を廃止した⁹⁷⁾。ただこのときの要綱は、野球統制令を廃し、学生野球協会を設立させるための、いわば「応急処置的」な要綱でもあったことから、1950（昭和25）年1月22日に、あらためて現在に至る学生野球の理念と方針を定めた「学生野球憲章」を成立させたのである⁹⁸⁾。この新しい憲章で示される天野貞祐による「前文」は以下のとおりである。

われらの野球は日本学生野球として日本人たることと学生たることの自覚を基礎とする。日本人たることを忘れて、学生の特権を逸脱したりしてはわれらの野球は成り立ち得ない。勉強と規律とはつねにわれらと共にあり、怠惰と放縦とに対しては不断に警戒されなければならない。元来野球はスポーツとして其れ自身意味と価値とを持つてであろう。しかし学生野球としてはそれに止まらず試合を通じてフェアの精神を体得する事、幸運にも驕らず非運にも屈せぬ明朗強靱な情意を涵養する事、いかなる艱難をも凌ぎうる強健な身体を鍛錬する事、これこそ実にわれらの野球を導く理念でなければならない。この理念を想望してわれらここに憲章を定める⁹⁹⁾。

学生野球憲章は、1992（平成4）年に6度目の改正を行ったが、この前文に関しては、その間一貫して、ほとんど制定時の内容を維持してきた。そして2010（平成22）年、全面改正を行うに至ったが、それでも今なお、学生野球の在り方に関する理念は連綿と引き継がれている¹⁰⁰⁾。

10. 精神性のまとめ

ここまで、明治初期から戦後に至る野球の発展過程と、その各時代において示されてきた「精神性」の内容を示してきたが、それらは以下の3つに分類できる。

① 厳しい練習に耐えるために必要となる「精神性」

飛田が、「死の練習」で「武士道野球」が体得できるとしたように、厳しい練習における苦闘や身体的苦痛に打ち勝つ精神力を示す。

② 野球熱の高まりに伴う弊害を浄化するために必要となる「精神性」

野球熱が高まるに伴い、学生野球における弊害も表面化してくる。それらは主に、「欲」に絡むことでもあり、そういった弊害に潜む誘惑にも揺らぐことない強い精神力を示す。

③ 戦争を背景とした「軍国主義」「愛国心」にまつわる「精神性」

日清・日露戦争から第二次世界大戦に至るまでの戦争を背景とした社会状況での、「軍国主義」と教育が関連付けられていく過程における、皇国民意識の強調による「愛国心」「自己犠牲」などを示す。

このように、学生野球における「精神性」を分類できる一方で、CIEの政策においては、これら「精神性」を戦争へと導いたものとして全てを画一的に解釈した可能性もある。しかし、戦後制定された学生野球憲章においてなお「精神性」を示す記述があり、そしてそれらは、学生野球の歴史における発展に、深く重要な役割を果たしてきた。以下に示す、学生野球協会の歴代会長のことばにもその礎が見える。

「スポーツは心身の練磨と品位の陶冶とを目的とするもので、殊に団体的行動と犠牲的精神の涵養に勉むべきものである。」「…我が国有史以来の破局に臨み、国家の将来を托すべき学生・生徒にスポーツの真精神を野球を通じて会得せしむるやう、吾人は大いに致すべきである。」（初代会長・安部磯雄）¹⁰¹⁾。

「元来野球はスポーツとしてそれ自身価値と意味を持って居ります。しかしそれだけでは学生野球としてその本質を看過して居るのでありまして、その道徳的意味に深く思いを致さなくてはなりません。それは学生野球は試合を通じて公明正大な精神を体得する事、幸運にも驕らず、非運にも屈せぬ明朗強靱な情意を養う事。いかなる艱難も凌ぐことの出来る強健な身体を鍛える事。このようなもろもろの徳を養うに大きい働きを持つことにあるのであります。」（二代目会長・天野貞祐）¹⁰²⁾。

「日本学生野球協会の使命が究極においては学生野球の健全な発達をはかるにあることはいうまでもないが、具体的には、学生野球そのものの内部の問題よりは、むしろ如上の外部からの誘惑その他もろもろの不純な要素に対応して、いかにして学生体育としての純粋性と品位を保持するかが最大の課題であるといっても過言ではないであろう。」（三代目会長・大浜信泉）¹⁰³⁾。

学生野球が、教育的立場にある以上、そこで身につけるべき「精神性」は、単に野球の技術を向上させるために只管耐えることのみを目的とするのではなく、学生野球の現場を「疑似的な社会」として捉えた上で、実際の社会に活用できるまでに昇華させる必要がある。中村も、例えば飛田は、学生野球での「精神性」は、それを通じての学生野球の浄化を目指すのみならず、戦後における社会混乱にまで、その範囲を広げて捉えているとしている¹⁰⁴⁾。

あらためて現代における学生野球の状況をみるにつけ、戦前に統制令が布かれた社会背景とは異なりながらも、野球留学の問題や、プロ野球入団前での金銭問題など、かつての弊害が変わらぬ現状として存在し¹⁰⁵⁾、また戦争による社会混乱とは異なるものの、現代の複雑化した社

会状況であるなか、学生野球に示される健全な「精神性」は捨て去られるものではなく、むしろ野球関係者の行動規範の基軸であり続けるべきものと考えられる。

「精神性」に対し、「時代遅れ」「軍国主義」などと同一視された否定的な見方がある傍ら、学生野球における「精神性」を肯定する意見も根強く存在するのは、野球界のみならず、一般社会の中で、野球に何らかの有用性が感じられているからではないかと考えられる。しかし、その一方で「精神性」は、指導現場などにおいて、状況に合わせて都合よく歪められて利用される危険性もある。例えば、高校野球連盟の指導者への処分件数の増加¹⁰⁶⁾をその一端と見ることもできよう。また、学生野球が学校の経営戦略の一環として組み込まれた結果、勝利至上主義の過熱や、選手への実質的な教育の放棄などを生み出すことになれば、由々しき問題である。このような学生野球における「精神性」と「指導」との関係の検討は、今後の課題としたい。

<注>

- 1)川島虎雄『日本体育史研究』黎明書房、1982年、156頁。
- 2)同上 147頁。
- 3)神吉英三「学生野球の再出発」『相撲と野球』(『野球界』改題)1943年5月15日号、第33巻10号、博文館、77-78頁。
- 4)文部省編『学制百年史』(資料編)、1972年、帝国地方行政学会、52-53頁。
- 5)例えば、「日本学生野球憲章」の前文「学生野球としてそれに止まらず試合を通じてのフェアの精神を体得する事、幸運にも驕らず非運にも屈せぬ明朗強靱な情意を涵養する事」など。
- 6)「高校野球、根強い人気第八十回記念大会前、朝日新聞世論調査」『朝日新聞』1998年6月3日付。ここでは、高校野球を通じて、高校生に何を身につけてほしいと思うかという質問に対し、「精神力(30%)」という回答が最も多く、次いで「礼儀」「友情」「協調性」「努力」と続き、「技術(2%)」「体力(1%)」は低い値であった。記事では、こういった「心」の成長を求める傾向は、10年前とほとんど変わっていないとしている。
- 7)日本学生野球協会ホームページ(<http://www.student-baseball.or.jp/>)年表では、「第一大学区第一番中学(東京大学の前身)のホーレス・ウィルソン氏によって初めてベースボールが日本に伝えられた」と記されている。その他、佐山和夫『日本野球はなぜベースボールを超えたのかー「フェアネス」と「武士道』』、2007年、彩流社、52頁など。上記ホームページは2012年1月10日訪問。
- 8)同上『日本野球はなぜベースボールを超えたのか』42頁。
- 9)同上 42-43頁。
- 10)同上 46頁。
- 11)同上 67頁。
- 12)同上 78頁。
- 13)中村哲也「明治後期における『一高野球』像の再検討：一高内外の教育をめぐる状況に着目して」『一橋大学スポーツ研究』2009年、28:28頁。
- 14)文部省編『学制百年史』(記述編)1972年、帝国地方行政学会、222-224頁。
- 15)同上 341頁および第一高等学校ホームページ(<http://www6.ocn.ne.jp/~kohryoh/home.html>)、歴史一概要「第一高等学校略史」を参照。2012年1月10日訪問。
- 16)一高自治寮立寮百年委員会『第一高等学校自治寮六十年史年表』1994年、一校同窓会、17頁。
- 17)前掲「教育統計第9表 高等学校(旧制)」『学制百年史』(資料編)477頁、および文部省『日本の成長と教育～教育の展開と経済の発達～』帝国地方行政学会、1962年、181頁。ここでは、1875(明治8)年から5年ごとのデータを示し、1885(明治18)年と1890(明治23)年が、共に該当年齢(16~20歳)あたり0.4%となっている。
- 18)神立春樹「明治三十六年度全国高等学校入学試験状況一旧々山口高等学校の進退窮まれるをみる一」、『岡山大学経済学会雑誌』27巻1号、1995年6月、岡山大学、132頁。ここでは1903(明治36)年に

おける、高等学校入試で実施された全校共通試験での各学校の入試状況の比較を行い、すべての部類において一高の合格最低点が他の7校（第二高等学校から第六高等学校、第七高等学校造士館、山口高等学校）を上回り、かつ志願者倍率が最高を記録していたことを示した。

- 19)前掲「明治後期における『一高野球』像の再検討」28-29頁。
- 20)前掲『日本野球はなぜベースボールを超えたのか』114-115頁。
- 21)同上118-120頁、前掲「明治後期における『一高野球』像の再検討」29頁など。
- 22)前掲『日本野球はなぜベースボールを超えたのか』118頁。
- 23)同上120頁、前掲「明治後期における『一高野球』像の再検討」29頁など。
- 24)前掲『日本野球はなぜベースボールを超えたのか』120頁。
- 25)前掲「明治後期における「一高野球」像の再検討」28頁。
- 26)同上29頁、前掲『日本野球はなぜベースボールを超えたのか』121頁。
- 27)同上「明治後期における「一高野球」像の再検討」29頁、および中村哲也「近代日本の中高等教育と学生野球の自治」、一橋大学機関リポジトリ、2009年、23頁では、1890年から1902年に至る期間の戦績を、75戦64勝11敗、勝率8割5分3厘であると記している。
- 28)例えば、前掲学生野球協会ホームページ年表では、1904（明治37）年に、「学生野球の王座が初めて一高から早慶に移った」と記しており、また、飛田穂洲『球道半世紀』1951年、博友社7頁では、「一高は明治22年から、同37年までの長い間、所謂黄金時代と自称した無敵ぶりを示した学生野球の王国であったが…」と記されている。
- 29)同上日本学生野球協会ホームページ年表では「一高野球部の中馬庚選手が初めてベースボールに野球なる訳語を使用した」と記している。その他、同じく前掲『日本野球はなぜベースボールを超えたのか』123-124頁など。
- 30)前掲『日本野球はなぜベースボールを超えたのか』123頁。
- 31)第一高等学校校友会「校風ノ發生」『校友會雜誌 號外 野球部史附規則』1895年、13頁。
- 32)前掲『日本野球はなぜベースボールを超えたのか』136頁を参照。
- 33)前掲「明治後期における『一高野球』像の再検討」29頁。
- 34)「横浜遠征記事」、第一高等学校校友会編『校友会雑誌』、復刻版2006年、近代日本文学館編、DVD-ROM版、58号附録、1896年6月、4頁。
- 35)同上「横浜遠征記事」5頁。
- 36)前掲「明治後期における『一高野球』像の再検討」32頁および前掲『学制百年史』（資料編）477頁の高等学校（旧制）部分、同じく489頁の中学校（旧制）を参照。
- 37)前掲日本学生野球協会ホームページ年表には「学生野球の王座が初めて一高から早慶に移った」と記されている。また同上「明治後期における「一高野球」像の再検討」33頁など。
- 38)例えば飛田穂洲編『早稲田大学野球部五十年史』、1950年、早稲田大学野球部、58頁には、1903年11月20日、早慶対校競技開始との記述があり、また、前掲日本学生野球協会年表には、「第1回の早慶戦が挙行され、初の勝利は慶応が記録した」と記されている。
- 39)加賀秀雄「わが国における1932年の学生野球の統制について」『北海道大學教育學部紀要』1988年、51:4頁。
- 40)同上「わが国における1932年の学生野球の統制について」5頁。
- 41)新渡戸稲造「野球と其害毒」『東京朝日新聞』1911年8月29日付。
- 42)同上「野球と其害毒」1911年9月15日付：乃木希典、8月30日付：府立一中校長、川田正徳、9月1日付：静岡中校長、中村安太郎、9月9日付：水戸中校長事務取扱、菊池謙二郎、9月14日付：富田林中学校長、9月11日付：東大整形外科医局長、9月18日付：広島忠海中学校長、8月31日：文部省普通学務局長など。
- 43)山室寛之『野球と戦争』2010年、中公新書、67-72頁。
- 44)前掲『日本野球はなぜベースボールを超えたのか』170頁。
- 45)『東京日日新聞』「更なる野球に対する余の意見」河野安通志1911年9月16日付。
- 46)安部磯雄「武士道と競技運動」『運動世界』1909年、19:1-2。
- 47)有山輝雄『甲子園野球と日本人』吉川弘文館、1997年、55-56頁
- 48)前掲、飛田穂洲『球道半世紀』7頁。
- 49)球場拡張に関して、神宮球場においては、昭和6年の初の早慶天覧試合で早朝に満員札止め、その後は観客が沿道に溢れた状況から、昭和天皇におもした秩父宮殿下のご提案もあり、スタンドの拡張に乗り出した。また、甲子園球場においては、それ以前の昭和4年に外野席を拡張している（以上、前掲『野球と戦争』17-18頁参照）。あわせて、公営野球場においても、1920年代から40年ごろまでにかけて、特に28年以降は、毎年建設されている（以上、中村哲也『学生野球とはなにか～自治からみる

- 日本野球史～』青弓社、2010年43-44頁を参照)。
- 50)新聞による報道の他、1926年には試合の進行状況を伝える「プレヨグラフ」が設置され、その翌1927年からは、ラジオでの実況中継も開始される。
- 51)田代正之「中等学校野球の動向からみた『野球統制令』の歴史的意義」1996年、スポーツ史研究、9:11頁。
- 52)例えば、同上「中等学校野球の動向からみた『野球統制令』の歴史的意義」では、小学校野球における軟式野球の普及に伴う、ゴム会社によるスポンサー争いの激化や、中等学校野球部、またその後援会などによる選手争奪戦、そして、中等が高野球での、大会の興業性と試合数の過多について、その他、前掲『野球と戦争』や同じく前掲『学生野球憲章とはなにか』においては、大学生のみならず、中等学校のアメリカ派遣や、大学における選手獲得の激化とその弊害などについて述べている。
- 53)大日本体育協会の年間予算に関しては、日本体育協会『日本体育協会五十年史』1963年、日本体育協会、536頁より、なお、東京六大学野球の年間収入に関しては、前掲『学生野球憲章とは何か』22頁を参照。
- 54)小島六郎「六大学リーグ改造劇の真相」『野球界』1932年6月号、野球界社、82頁。
- 55)例えば、藤田安一「高橋財政経済思想研究序説」『経済論叢』1989年、144(2):216頁、河合ら「戦間期日本における保育要求の大衆化と国民的保育運動の成立—保育要求のなかの保育困難児問題を中心に—」『東京学芸大学紀要1部門』2004年、55:193頁など。
- 56)前掲『日本の成長と教育—教育の展開と経済の発達—』より、中学進学率は39頁、また高等機関(大学)在学者数の比率は50頁を参照。
- 57)前掲『野球と戦争』26頁。
- 58)前掲『学生野球憲章とはなにか』23頁。
- 59)山川建『野球統制の話』太陽印刷、1932年、8頁。
- 60)前掲『学生野球憲章とはなにか』48頁。
- 61)野球統制令の内容に関しては、前掲『野球統制の話』187-201頁を参照。
- 62)同上『野球統制の話』9-11頁。
- 63)飛田徳洲編『早稲田大学野球五十年史』1950年、早稲田大学野球部、332頁。
- 64)例えば、同上『早稲田大学野球五十年史』333頁、またその他、大学野球の入場料問題を懸念した文部省が、「1シーズン制」を導入した際、読売新聞は、「野球1シーズン制に賛成か、反対か 球界先輩の改革意見」と題する記事を1932年12月18日から6日間にわたり掲載する。ここでは、六大学OBたち、計18名の意見を掲載するなか、賛成意見を評したのはわずか1名にすぎなかった。そして、これを機に、文部省への反発意見が強まることとなる。
- 65)前掲『中央公論』「学生野球の危機」飛田徳洲、中央公論社、1933年4月号、294-299頁。
- 66)前掲『学生野球憲章とはなにか』49頁。
- 67)同上76頁。
- 68)前掲『日本体育史研究』135頁および139頁。
- 69)小笠原道生「体育家に贈る(二)」『体育と競技』1932年5月号、目黒書店、13頁。
- 70)前掲『日本体育史研究』147頁。
- 71)前掲『学制百年史』(資料編)144頁。
- 72)同上42頁。
- 73)前掲『学制百年史』(記述編)593頁。
- 74)前掲『日本体育史研究』156頁。
- 75)都築俊三郎『東京大学野球部史』1975年、一誠会、176-177頁および東京大学野球連盟『七十年の歩み』1997年、81-82頁。
- 76)神吉英三「学生野球の再出発」『相撲と野球』1943年5月15日号、博文館、第33巻10号、77-78頁。
- 77)山上隆「学生野球論」『相撲と野球』(『野球界』改題)1943年5月15日号、博文館、第33巻10号、73頁。
- 78)飛田徳洲「少年球児に与ふ」『野球清談』1940年、東海出版社、76-77頁。
- 79)同上82頁。
- 80)笠原和夫『最後の早慶戦』と徳洲先生『回想の飛田徳洲先生』(「飛田徳洲選集」別巻)所収、飛田徳洲選集刊行会／ベースボールマガジン社、1986年、160頁。
- 81)好村三郎「先生との憶い出」『飛田徳洲』1967年、飛田徳洲先生顕彰事業委員会、12頁。
- 82)飛田徳洲「興行野球と学生野球1-2」『東京朝日新聞』1936年3月15日、16日付。
- 83)前掲『球道半世紀』9頁。
- 84)前掲『学制百年史』資料編、52-53頁。

- 85)同上 53-54 頁。
- 86)前掲『日本体育史研究』181 頁。
- 87)同上 182-183 頁。
- 88)前掲『学生野球憲章とはなにか』118 頁。
- 89)中村哲也「戦後日本における学生野球の制度とその理念：飛田穂洲と関連して」スポーツ史研究、2005 年、18:21 頁。
- 90)前掲『学生野球憲章とはなにか』141 頁。
- 91)前掲「戦後日本における学生野球の制度とその理念：飛田穂洲と関連して」20 頁。
- 92)前掲『日本体育史研究』135 頁を参照。
- 93)清水馨八郎『日本人が忘れてしまった「日本文明」の真価』1999 年、祥伝社、222 頁。
- 94)飛田穂洲「日本野球道の再建」『朝日新聞』1945 年 11 月 6 日付。
- 95)前掲『学生野球憲章とはなにか』120-121 頁。
- 96)日本学生野球協会編『日本学生野球協会史』1984 年、9-10 頁。
- 97)同上『学生野球協会史』92 頁および前掲『学生野球憲章とはなにか』123 頁を参照。
- 98)前掲『学生野球憲章とはなにか』143 頁、また、日本学生野球協会のホームページ年表には「協会は基準要綱に基づく経験を基準として日本学生野球憲章を制定した」と記している。
- 99)神田順治編『学生野球要覧』日本学生野球協会、1954 年、1 頁。
- 100)2010（平成 22）年の全面改定をうけた「日本学生野球憲章」の前文部分を参照。ここでは、それまでの前文を「全く正しい思想を表明するものであった」とした上で、現代の学生野球が直面している諸問題へ対処するためには、「これまでの前文の理念を引き継ぎ」つつも、学生野球の枠組みを、学生の「教育を受ける権利」の問題として明確に捉えなおすことを示している。
- 101)前掲『日本学生野球協会史』26 頁。
- 102)同上。
- 103)前掲『日本学生野球協会史』28 頁。
- 104)前掲「戦後日本における学生野球の制度とその理念：飛田穂洲と関連して」21 頁。
- 105)例えば、2007 年、高校における特待生制度や、プロ野球スカウトが、学生に対し「栄養費」の名目にて金銭を渡していたことなどが問題となった。
- 106)例えば、高校野球における処分理由の内訳において、「指導者の暴力」については、不祥事件数を分母とした場合、1980-84 年には 5.4%であったのに対し、これが 2005-09 年においては、全体の約 1/4 にあたる 24.1%にまで増加している。なお、これに関して前出中村は、単純な事件数増加だけではなく、不祥事の隠ぺいや報告の遅れに対しても処分を下すとす、高野連側の姿勢を受けたことによる報告数の増加の影響もあることを指摘している。

主指導教員（篠田邦彦教授）、副指導教員（八坂剛史教授・大庭昌昭准教授）